平成２９年（フ）第３４４８号
大阪府豊中市服部寿町１丁目10番11―503号
破産者　一ノ木工業こと　一ノ木善弘
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５８８号
大阪府寝屋川市高宮栄町26番16号
破産者　西島板金こと　西島　浩二
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７６８号
大阪府寝屋川市成田町32番36号
破産者　平田真由美
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９９８号
大阪市平野区加美正覚寺３丁目５番36号　ケアホーム加美
破産者　橋本　勝司
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０１０号
大阪府摂津市鳥飼八町２丁目１－１、住民票上の住所大阪府豊中市庄本町２丁目８番35号
破産者　比嘉　宏喜
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０１１号
大阪府豊中市二葉町１丁目８番８号、前住所大阪府豊中市庄本町２丁目８番35号
破産者　焼菓子ａｉｈａｎａこと　比嘉　昌子
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０８９号
大阪府守口市河原町12番10―501号
破産者　本田　博子（旧姓正面）
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５９５号
大阪市大正区泉尾１丁目36番27号　フラット泉尾Ｂ102号
破産者　河田　敏和
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６５６号
大阪市平野区瓜破東１丁目６番２―1005号
破産者　石橋　勝史
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５０８号
大阪市平野区背戸口３丁目４番14―504号、前住所大阪市平野区加美西１丁目18番24―204号
破産者　中尾　正之
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５４６号
大阪市淀川区宮原１丁目８番４号　サンクチュアリ新大阪　703号
破産者　三枝　陽子
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６２７号
大阪府枚方市長尾家具町４丁目５番地の11
破産者　吉形　　航
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７０５号
大阪府枚方市東田宮１丁目12番15―203号
破産者　渡邊　　勇
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７１５号
大阪府豊中市新千里北町２丁目41番Ｂ１―308号
破産者　司ニットこと　中向　博司
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０７７号
大阪府羽曳野市誉田２丁目１番９号
破産者　中村　　仁
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１３９号
堺市北区北長尾町３丁２番18号　栄荘アパート北棟　１階東より２軒目、開始決定時の住所大阪府羽曳野市郡戸300番地の56
破産者　藤本　謙二
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２８８号
神戸市兵庫区湊町１丁目２番15―506号　ラルゴＴＮ、前住所神戸市中央区雲井通４丁目１番23―704号
破産者　山﨑　剛史
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７０８号
神戸市北区花山東町１番５―301号、従前の住所神戸市北区谷上東町７番６―402号
破産者　奥本　義彦
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部